定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十五日

札幌市白石区流通センター七丁目九番三五号

株式会社セイコーフレッシュフーズ

代表取締役　佐藤　勝幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十五日

横浜市旭区南本宿町一七一番地の八

港建興株式会社

代表取締役　田島　政人

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十五日

広島県広島市中区猫屋町二番一九号

株式会社光永和洋紙店

代表取締役　木下　勇

限定承認公告

本籍北海道札幌市清田区里塚緑ヶ丘二丁目一三番、最後の住所札幌市清田区里塚緑ヶ丘二丁目一三番一八号　被相続人　亡　宮崎　秀基

右被相続人は平成二十四年九月七日死亡し、その相続人は平成二十五年四月四日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十五日

札幌市中央区南一条西一〇丁目六番地タイムスビル三階弁護士法人おおぞら札幌おおぞら法律事務所

相続財産管理人宮崎奈美紀

代理人弁護士　川島　英雄

限定承認公告

本籍山梨県中央市臼井阿原八五六番地、最後の住所埼玉県草加市新栄町二四四番地四

被相続人　亡　田中　優

右被相続人は平成二十四年六月十八日死亡し、その相続人は平成二十五年三月十八日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十五日

埼玉県草加市新栄町二四四番地四

相続財産管理人　田中　俊大

限定承認公告

本籍新潟県新潟市西区小平方一六六九番地、最後の住所新潟市東区大山二丁目一三番一号

大山台ホーム　被相続人　亡　田中　敬

右被相続人は平成二十五年一月十四日死亡し、その相続人は平成二十五年四月五日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十五日

新潟市西区小平方一六六九番地

相続財産管理人　田中　誠

任意清算公告

当社は、平成二十五年三月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十五日

札幌市北区太平五条六丁目五番一七号

合資会社アイネクスト

代表社員　中原　賢哲

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年五月十六日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年四月十五日

東京都港区芝大門二丁目一二番九号矢崎ホワイトビル六Ｆ　日本すみれ投資株式会社

代表取締役　錦水　庸次

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年五月十七日をもって第二種金融商品取引業を廃止いたします。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

平成二十五年四月十五日

大阪市西区土佐堀一丁目一番七号ジェイ・アムズ肥後橋ビル二階

株式会社ジェイ・アムズ

代表取締役　安本　晃

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十五年五月一日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一　優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金のうち、特定資産の売却による余裕金を除く、固定資産減価償却費及び長期前払費用償却費、消費税の還付等により生じた余裕金（以下、「現金余裕金」という。）の範囲内で取締役が決定した額を本計画に係る業務の終了前に減少することを目的とする。

二　優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易原資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三　優先資本金の額の減少をする時期

平成二十五年六月二日以降に行う。

四　減少する優先資本金の額　金二千二百万円

五　消却する優先出資の種類

当社は、第一回優先出資及び第二回優先出資の二種類の優先出資を発行しており、第二回優先出資のみ消却の対象とする。

六　消却する優先出資の口数

四十四口（第二回優先出資につき四十四口）

七　消却の方法

全既発行の第二回優先出資社員の保有する第二回優先出資口数の割合に応じて、優先出資一口につき金五十万円で有償消却を行う。

八　消却に要する金額　金二千二百万円

九　優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類　第二回優先出資

平成二十五年四月十五日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

特定目的会社エスパス2号

取締役　福永　隆明

訂正公告

平成二十五年四月三日（号外第七十二号）掲載の特定計量器型式承認中、「理事長　野間口　有」とあるは「理事長　中鉢　良治」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年四月十五日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

訂正公告

平成二十五年四月四日（号外第七十三号）掲載の特定計量器型式承認中、「理事長　野間口　有」とあるは「理事長　中鉢　良治」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年四月十五日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

訂正公告

平成年二十五年四月五日（号外第七十四号）掲載の決算公告（枠組）中、「代表取締役社長　丸山　茂行」とあるは「代表取締役社長　植松　保明」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年四月十五日

大阪市中央区南久宝寺町四丁目一番二号

上海フェリー株式会社

代表取締役社長　植松　保明

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十二日付特第一〇号一政府調達第六九号四〇ページ

二ページ●同月十五日付第八一号六四ページ●同日付参会第九号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）